

# ○小樽市社会福祉法施行細則

制 定 平成25年3月29日規則第33号

## (趣旨)

**第1条** この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の施行に関し、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (設立の認可の申請)

**第2条** 省令第2条第1項の申請書は、社会福祉法人設立認可申請書（様式第1号）とする。

2 市長は、法第32条の規定により認可をしたときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

## (財産の移転の終了の報告)

**第3条** 省令第2条第4項の規定による報告は、社会福祉法人財産移転終了報告書（様式第2号）により行うものとする。

## (定款の変更の認可の申請)

**第4条** 省令第3条第1項の申請書は、社会福祉法人定款変更認可申請書（様式第3号）とする。

2 市長は、法第43条第2項において準用する法第32条の規定により認可をしたときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

## (定款の変更の届出)

**第5条** 省令第4条第2項の規定により読み替えて準用する省令第3条第1項の届出書は、社会福祉法人定款変更届（様式第4号）とする。

## (解散の認可又は認定の申請)

**第6条** 省令第5条第1項の申請書は、社会福祉法人解散認可・認定申請書（様式第5号）とする。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、法第46条第2項の認可又は認定をしたときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

## (解散の届出)

**第7条** 法第46条第3項の規定による届出は、社会福祉法人解散届（様式第6号）により行うものとする。

## (合併の認可の申請)

**第8条** 省令第6条第1項の申請書は、社会福祉法人合併認可申請書（様式第7号）とする。

2 市長は、法第49条第3項において準用する法第32条の規定により認可をしたときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

## (現況報告書)

**第9条** 省令第9条第2項の現況報告書は、社会福祉法人現況報告書（様式第8号）とする。

## (隣保事業の経営の開始の届出)

**第10条** 法第69条第1項の規定による届出は、隣保事業経営開始届（様式第9号）により行うものとする。

## (届出事項等の変更等の届出)

**第11条** 法第69条第2項の規定による届出は、変更・廃止届（様式第10号）により行うものとする。

## (補則)

**第12条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この規則の施行の際北海道知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの規

則の施行の日前に北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この規則の規定に基づき市長がした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

様式第1号（第2条関係）

（表）

社会福祉法人設立認可申請書

年 月 日

（宛先）小樽市長

申請者（設立者又は設立代表者） 住 所

氏 名 印

社会福祉法第31条第1項の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

社会福祉法人設立の趣意	
主たる事務所の所在地	
ふりがな 法人の名称	





様式第3号（第4条関係）

社会福祉法人定款変更認可申請書

年 月 日

（宛先）小樽市長

主たる事務所の所在地

ふ り が な

申請者 名 称

代 表 者 の 氏 名

印

社会福祉法第43条第1項の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由			

様式第4号（第5条関係）

社会福祉法人定款変更届

年 月 日

（宛先）小樽市長

主たる事務所の所在地

ふ り が な

届出者 名 称

代 表 者 の 氏 名

印

社会福祉法人の定款を変更したので、社会福祉法第43条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	
定款変更の内容及び理由			

様式第5号（第6条関係）

社会福祉法人解散 認可  
認定 申請書

年 月 日

（宛先）小樽市長

主たる事務所の所在地

ふ り が な

申請者 名 称

代 表 者 の 氏 名

印

社会福祉法第46条第2項の認可又は認定を受けたいので、次のとおり申請します。

解 散 す る 理 由	
残 余 財 産 の 処 分 方 法	



様式第6号（第7条関係）

社会福祉法人解散届

年 月 日

（宛先）小樽市長

届出者（精算人）  
住 所  
氏 名

印

社会福祉法人が解散したので、社会福祉法第46条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

解 散 し た 法 人	主たる事業所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	代表者の氏名	
解 散 し た 理 由		
残 余 財 産 の 処 分 方 法		

様式第7号（第8条関係）

(1)

(表)

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）

年 月 日

(宛先) 小樽市長

主たる事務所の所在地

ふ り が な

名 称

代 表 者 の 氏 名

印

申請者

主たる事務所の所在地

ふ り が な

名 称

代 表 者 の 氏 名

印

社会福祉法第49条第2項の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

合 併 す る 理 由				
合併により消滅する法人の名称				
合併により設立する法人	主たる事務所の所在地			
	名 称			
	事業の種類	社会福祉事業	第1種	
			第2種	
	公益事業			
吸収事業				



(2)

(表)

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）

年 月 日

(宛先) 小樽市長

主たる事務所の所在地

ふ り が な

名 称

代 表 者 の 氏 名

印

設 立 事 務 共 同 執 行 者

住 所

氏 名

印

申請者

主たる事務所の所在地

ふ り が な

名 称

代 表 者 の 氏 名

印

設 立 事 務 共 同 執 行 者

住 所

氏 名

印

社会福祉法第49条第2項の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

合 併 す る 理 由				
合 併 に よ り 設 立 す る 法 人	主たる事務所の所在地			
	名 称			
	事 業 の 種 類	社会福祉事業	第1種	
			第2種	
	公 益 事 業			
吸 収 事 業				



様式第8号（第9条関係）

（第1面）

社 会 福 祉 法 人 現 況 報 告 書

年 月 日

（宛先）小樽市長

主たる事務所の所在地

ふ り が な

報告者 名 称

代 表 者 の 氏 名

印

社会福祉法人の現況について、社会福祉法第59条第1項の規定により、次のとおり報告します。

（ 年4月1日現在）

公開希望の有無

ふりがな 名 称					所轄庁		法人区分	
主たる事務所の所在地		郵便番号（ ー ）					電話番号	
代表者	氏 名	就 任 年 月 日	年 齡	職 業	設 立 認 可 年 月 日	年 月 日	設 立 登 記 年 月 日	年 月 日
		年 月 日						
	住 所				備 考			

(第2面)

事業	事業の種類	施設又は事業の 名 称	所 在 地	定 員 (人)	事業開始年月日	施設長又は管理者			
						氏 名	就任年月日	年齢	資格の有無
第1種社会福祉事業									
第2種社会福祉事業									
公益事業									
収益事業						/			





(第4面)

	開催年月日	出席者数 (人)	決議事項
理事会			
評議員会			

## (第5面)

不動産の 所有状況 ( 年3月31日現在)	財産種別 (該当に○)				土地建物の別 (該当に○)		所在地	面積 (㎡)	評価額 (千円)	担保提供状況				
	基本財産	運用財産	公益財産	収益財産	土地	建物				提供年月日	借入額 (千円)	借入先	償還 期限 (年)	基本財産 については所轄庁 の承認の 有無

(注) この報告書には、社会福祉法施行規則第9条第1項第2号及び第3号に定める事項を記載した書類、同条第3項各号に掲げる書類並びに監事監査意見書を添付してください。

隣保事業経営開始届

年 月 日

（宛先）小樽市長

主たる事務所の所在地

ふ り が な

届出者 名 称

代 表 者 の 氏 名

印

隣保事業を開始したいので、社会福祉法第69条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

経 営 者	ふ り が な 氏 名	
	主たる事務所の所在地	
施 設	ふ り が な 名 称	
	所 在 地	
	管 理 者 の 氏 名	
事業の種類及び内容		
事業経営の方法		
事業開始年月日		年 月 日

変更・廃止届

年 月 日

(宛先) 小樽市長

主たる事務所の所在地

ふ り が な

届出者 名 称  
代 表 者 の 氏 名

印

届出事項（申請書記載事項）に変更があったので  
隣保事業を廃止したので  
社会福祉法第69条第2項の  
規定により、次のとおり届け出ます。

施設又は事業の種類		
変更事項及び内容	変更前	
	変更後	
変更又は廃止の年月日		年 月 日
変更又は廃止の理由		
変更後又は廃止後の処置		
そ の 他		